

年末調整の留意点

□今年の年末調整

今年も年末調整の時期がやってきました。昨年と異なり今年は大きな改正点がありませんが、年末調整は各社員の所得税額を確定させ、精算する重要な事務ですので、間違いなく処理していく必要があります。

□住宅借入金等特別控除の改正

平成19年度改正点で平成20年分の年末調整から適用されるものとして、住宅借入金等特別控除の税源移譲対応特例があります。

これは、所得税から住民税への税源移譲に対応するための特例制度で、住宅を取得して、平成19年1月1日から平成20年12月31日までに居住の用に供した場合、従来の制度（控除期間10年間）にかえて適用することができるものです。

平成19年中に居住した場合の控除期間は15年間、控除率は、住宅借入金等の年末残高2,500万円以下の部分について、①1年目～10年目は0.6%、②11年目～15年目は0.4%です。15年間の控除額合計は最大で200万円となり、これは従来の制度と同額となっています。

□前職がある場合

今年の中途就職者については、前職（今年の1月以降に、扶養控除等申告書を提出して、他の会社等から給与の支払いを受けていることをいいます）がある場合には、その会社等から源泉徴収票の交付を受け、その会社等からの「総支給金額」「社会保険料等の控除額」「算出税額（源泉徴収税額）」を合算して年末調整を行うことになっています。

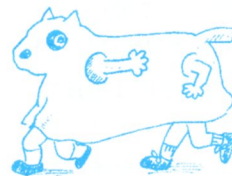
前職分の源泉徴収票が提出されなかったときは、年末調整を行ってはいけないうことになっていますので注意する必要があります。

□所得の帰属年

給与所得の収入金額の収入すべき時期は、契約又は慣習によって支給日が定められている給与等については、その支給日（支給日が定められていないものについては、その支給を受けた



○前略や冠省で手紙を書き始めるときは 末尾に草々と書く。草には幾つもの意味がある。粗末な家を草堂といい 初めて作ることを草創という。きちんと整った書体は楷書 少し崩したのが行書 さらに崩したのが草書。この草は崩したという意味。また あわただしいという意味もある。急いで書いたので粗末な文面で申しわけありません というのが草々。



日）とされています。

したがって、年末調整の対象となる給与は、平成20年1月1日から12月31日までの間に支給日が到来するものです。

たとえば、毎月末日締め、翌月10日払いの給与については、1月10日支給の給与から12月10日支給の給与までが、今年分の給与として年末調整の対象となります。この場合、平成21年1月10日支給の給与については、たとえ計算期間が平成20年12月1日から12月31日までであっても、平成20年分の給与ではなく、平成21年分の給与とされるため、今年の年末調整には無関係となります。

□地震保険料控除

損害保険料控除は、昨年度地震保険料控除に改組されましたが、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等で地震保険料控除の適用を受けるもの以外に係る保険料等については、今年も、従前の損害保険料控除（最高1万5千円、地震保険料控除と合わせて最高5万円）を適用することができます。ただし、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないことが条件となっています。